

条例基準等の見直しについて

検討項目① トイレ（大人用介護ベッド）

個別項目① トイレ (大人用介護ベッド)

検討内容

方向性(案)

対応方針(案)

設置を要する規模

【ご意見】
・大人用介護ベッドの設置数を増やすため、設置義務のかかる規模を見直すべき

【方向性-1】

大人用介護ベッドの設置数を増やす

1-1 設置を要する規模の見直し

・大人用介護ベッドの設置を要する規模について、整備実態や建築計画に与える影響、建築コスト等を踏まえ見直しを検討する

1-1 大人用介護ベッドの設置を要する規模の見直し

現行 床面積10,000㎡以上の建築物について、便所への大人用介護ベッドの設置(1以上)を義務付け

対応案 義務付け対象となる床面積の基準の引き下げを検討

建築物の規模(面積)に応じた複数設置の義務化を検討

ベッドの長さ

【ご意見】
・条例基準(120cm)では不十分
・長さ150cmでも使いにくい場面がある

【方向性-2】

使いやすい大人用介護ベッドを増やす

1-2 長さに係る基準の見直し

・大人用介護ベッドの長さに係る基準について、他府県の基準やメーカーの供給実態、プランの比較等を踏まえ基準の見直しを検討する

1-2 大人用介護ベッドの長さに係る基準の見直し

現行 義務:120cm以上
望ましい整備:150~180cm程度

対応案 ベッドの長さに係る条例基準の見直しを検討

大人用介護ベッドの設置場所の情報発信

【ご意見】
・大人用介護ベッドの設置場所を、フロアマップやインターネット等での表示、情報発信を進めるべき

【方向性-3】

大人用介護ベッドを探しやすい環境を整備する

1-3 設置場所に係る情報発信の促進

・介護ベッドの設置場所について、利用者にとってわかりやすく伝わる情報発信の方策を検討する

1-3 大人用介護ベッド設置場所の情報発信を促進

現行 規定なし

対応案 フロアマップやインターネット等で情報発信を行う望ましい手法について、条例ガイドラインへの追記を検討

介護ベッドの設置場所について、案内設備への表示の義務化を検討

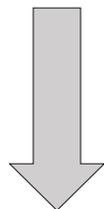
個別項目① 大人用介護ベッドについて

1-1 大人用介護ベッドの設置数を増やす(設置を要する規模の見直し)

□ 第26回部会で提示した方向性等

検討の方向性(案)

- 府内の大規模店舗等の大人用介護ベッドの普及度合や、便房内のスペースに与える物理的な影響を精査し、条例に規定している基準の見直しを検討



大人用介護ベッドを設置する物理的な影響については、折りたたんで収納することを前提としており、便房の大きさそのものに影響を与えることはないことを確認

対応方針(案)

- 大人用介護ベッドの設置を要する規模の引き下げを検討
【現行基準】大人のおむつ交換をすることができる長さ1.2m以上のベッドを1以上設ける
(床面積の合計10,000㎡以上の建築物)

□ 第26回部会での主なご意見(設置数に関すること)

- 対象規模(10,000㎡以上)の引き下げについては賛同する
- 特に大規模な建築物については、複数配置することを条例基準とできないか
- 利用者の動線が長くなならないよう、建物内のどの位置に設けるかの視点が必要

個別項目① 大人用介護ベッドについて

1-1 大人用介護ベッドの設置数を増やす(設置を要する規模の見直し)

□ 大人用介護ベッドの設置に係る実態調査

項目	概要
調査内容	<ul style="list-style-type: none">府内の施設における<u>車椅子利用者用便房内の大人用介護ベッドの設置状況</u>を調査 【調査項目】 車椅子利用者用便房の有無・設置数、大人用の介護ベッドの有無・設置数・長さ 等
調査対象施設	<ul style="list-style-type: none">府内で過去10年間(H26～R5)に<u>新築や改修工事等が行われた建築物のうち、床面積1,000㎡以上かつ下記に示す用途の建築物</u> 飲食店、物販店舗、サービス業を営む店舗、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、ホテル又は旅館、病院、官庁署、体育館、運動施設、その他公共施設
調査期間	<ul style="list-style-type: none">アンケート配布:6月中旬回答期限:7月中旬
調査方法	<ul style="list-style-type: none">施設管理者に対して大阪府より調査依頼を発送<u>WEBアンケート方式</u>による調査
回答数	<ul style="list-style-type: none">有効回答 232件 ※一部の施設について期限に間に合わず、後日、追加で回答がある予定

個別項目① 大人用介護ベッドについて

1-1 大人用介護ベッドの設置数を増やす(設置を要する規模の見直し)

□ 実態調査結果①(大人用介護ベッドの複数設置に関する分析)

- 大人用介護ベッドを複数設置するためには、その設置先である車椅子利用者用便房を複数個所設ける必要があることから、車椅子利用者用便房の整備実態について整理した。

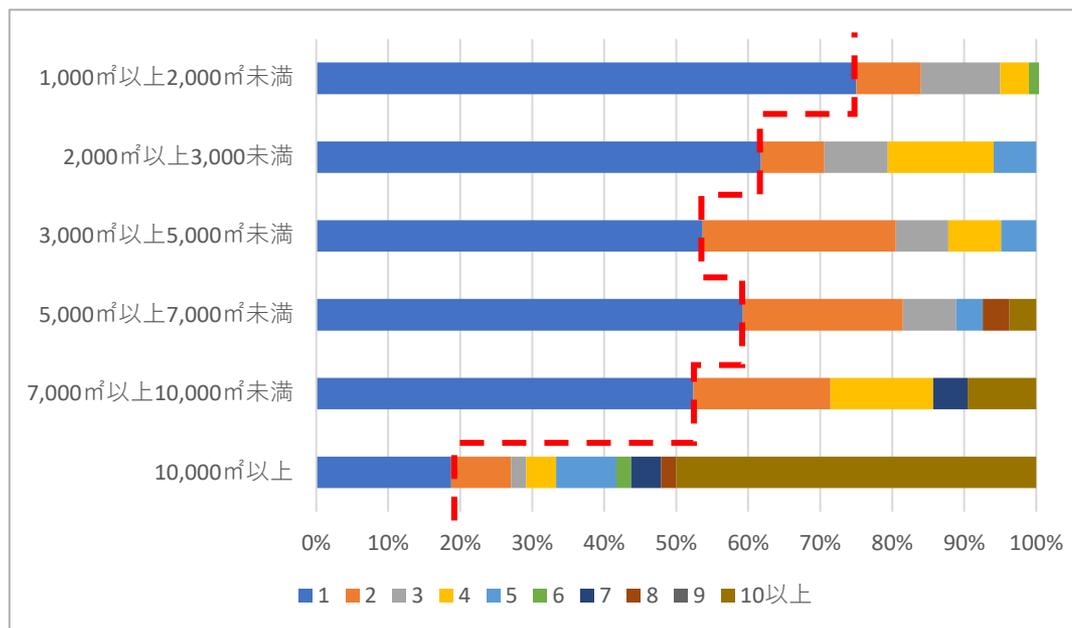
【規模別車椅子利用者用便房の設置数(速報値/n=232)】

延床面積	施設数 (施設)	車椅子利用者 用便房 設置数 (個)	設置数平均 (個)	車椅子利用者用 便房を複数設置 している施設 (施設)
1,000㎡以上 2,000㎡未満	59	83	1.41	14(23.7%)
2,000㎡以上 3,000㎡未満	35	66	1.89	13(37.1%)
3,000㎡以上 5,000㎡未満	42	75	1.79	19(45.2%)
5,000㎡以上 7,000㎡未満	27	59	2.19	11(40.7%)
7,000㎡以上 10,000㎡未満	21	74	3.52	10(47.6%)
10,000㎡以上	48	448	9.33	39(81.3%)

個別項目① 大人用介護ベッドについて

1-1 大人用介護ベッドの設置数を増やす(設置を要する規模の見直し)

□ 実態調査結果①(大人用介護ベッドの複数設置に関する分析)



車椅子利用者用便房を複数設置している施設の割合

- 建築物の規模が大きくなるほど、車椅子利用者用便房の設置数が増加する傾向(特に10,000㎡以上の大規模な建築物で顕著に増加している)。
- 特に、10,000㎡以上の建築物に限れば、その約80%の施設で車椅子利用者用便房が複数設置されており、大人用介護ベッドを複数設置する物理的な余地が見込まれる。
- 一方、10,000㎡より小さい規模の建築物では、車椅子利用者用便房が1か所しかない施設が概ね半数を占めており、まずは車椅子利用者用便房の複数化を進めることが必要。

個別項目① 大人用介護ベッドについて

1-1 大人用介護ベッドの設置数を増やす(設置を要する規模の見直し)

□ 実態調査結果②(大人用介護ベッドの設置対象規模に関する分析)

【規模別大人用介護ベッドの設置数
(速報値/n=184)】

延床面積	施設数 (施設)	内、ベッド 設置 施設数 (施設)	設置率 (%)
1,000㎡以上 2,000㎡未満	59	10	16.9%
2,000㎡以上 3,000㎡未満	35	5	14.3%
3,000㎡以上 5,000㎡未満	42	4	9.5%
5,000㎡以上 7,000㎡未満	27	8	29.6%
7,000㎡以上 10,000㎡未満	21	5	23.8%

【設置されている大人用介護ベッドのサイズ
(速報値/n=75)】 ※10,000㎡以上の施設含む

設置 施設数 (施設)	120cm タイプ	150cm タイプ	150cm タイプ 設置率 (%)
75	14	61	81.3%

- 建築物の規模が大きいほど、大人用介護ベッドが設置されている施設の割合が増加する傾向。
- 特に5,000㎡以上10000㎡未満の建築物では、大人用介護ベッドの設置率が約24%～約30%となっており、条例による義務化対象でない施設においても設置が広がっている。
- なお、設置されたベッドのサイズとしては、150cmタイプが80%以上を占める。

個別項目① 大人用介護ベッドについて

1-1 大人用介護ベッドの設置数を増やす(設置を要する規模の見直し)

検討の方向性(案)

- 府内の大規模店舗等の大人用介護ベッドの普及度や、便房内のスペースに与える物理的な影響を精査し、条例に規定している基準の見直しを検討

設置実態 【調査結果より】	<ul style="list-style-type: none">□ 複数設置について<ul style="list-style-type: none">建築物の規模が大きくなるほど、車椅子利用者用便房の設置数が増加する傾向特に、10,000㎡以上の建築物に限れば、その約80%の施設で車椅子利用者用便房が複数設置されており、大人用介護ベッドを複数設置する物理的な余地が見込まれる10,000㎡未満の建築物では、車椅子利用者用便房1か所の施設が概ね半数今後、政令改正に伴い、規模に応じて車椅子利用者用便房の複数設置が義務化される見込み□ 設置対象規模について<ul style="list-style-type: none">建築物の規模が大きいくほど、大人用介護ベッドが設置されている施設の割合が増加傾向特に5,000㎡以上10000㎡未満の建築物では、大人用介護ベッドの設置率が約24%～約30%。条例による義務化対象でない施設においても設置が広がっている
物理的な影響	<ul style="list-style-type: none">□ 折りたたんで収納することが前提のため、大規模な建築物に設ける車椅子利用者用便房(内接円1,800cm以上)の空間があれば、大人用介護ベッドを設置することは可能

対応方針(案)

- 大人用介護ベッドの設置を要する規模の引き下げ及び大規模な建築物における複数設置の基準化を検討
- 引き続き実態調査結果(アンケート調査結果)を精査し、対象規模等の具体的な水準を検討

1-3 大人用介護ベッドを探しやすい環境を整備する(設置場所の情報発信を促進)

□ 第26回部会で提示した方向性等

検討の方向性(案)

- 介護ベッドの設置場所について、利用者にとってわかりやすく伝わる情報発信の方策を検討



対応方針(案)

- 大人用介護ベッドの設置位置の表示について、フロアマップやインターネット等で情報発信を行う望ましい手法や優良事例について、条例ガイドラインへの追記を検討

□ 第26回部会での主なご意見

- たくさんのフロアの中から大人用介護ベッドが設置されているトイレを探すのは困難
- 現地において設置場所が分かる環境を作るためには、条例ガイドラインだけでは不十分ではないか

1-3 大人用介護ベッドを探しやすい環境を整備する(設置場所の情報発信を促進)

□ 現行の条例基準について

大人用 介護ベッド (条例)	大人のおむつ交換をすることができる長さ 1.2m以上のベッドを一以上設け、 <u>その出入口</u> <u>にその旨の表示を行うこと</u>
案内設備 (政令)	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター その他昇降機、 <u>便所又は駐車施設の配置を表</u> <u>示した案内板</u> その他の設備を設けなければな らない。 (条例基準が適用される全ての建築物で適用される基準)



出入口への表示



案内設備の例

出典: 建築設計標準

個別項目① 大人用介護ベッドについて

1-3 大人用介護ベッドを探しやすい環境を整備する(設置場所の情報発信を促進)

□ 他自治体における条例(法委任条例)の内容

練馬区	鳥取県
大人用介護ベッドを設置した便房の出入口にその旨の表示を行うこと	

- いずれの自治体も、大人用介護ベッドを設置した便房の出入口への表示を義務付け

□ 案内板への表示の追加に係る費用について(看板業者へのヒアリング結果)

- 看板の制作費は、厚み・大きさ・材質などの材料費、印刷費用、デザイン費用によって変化する
- 決まったデザインのピクトグラムを追記する程度であれば、制作費はほぼ変わらない



対応方針(案)

- 大人用介護ベッドを設置した場合には、便房の出入口への表示に加え、案内板等の案内設備への表示を行うことを義務付け
- フロアマップやインターネット等で情報発信を行う望ましい手法について、条例ガイドラインへの追記を検討

検討項目② トイレ（フラッシュライト）

個別項目② トイレ（フラッシュライト）

検討内容

方向性(案)

対応方針(案)

設置を要する規模

- 【ご意見】
- ・トイレ内に、非常時に聴覚障がい者が警報を認知できるよう、フラッシュライトの設置を進めるべき

【方向性-1】
フラッシュライトの設置数を増やす

2-1 フラッシュライトの設置の促進

- ・フラッシュライトの設置について、条例ガイドラインの普及啓発を図るとともに、整備実態や建築コスト等を踏まえ、設置促進に向けて条例基準の見直し等を検討する

2-1 フラッシュライトの設置の促進

現 行 条例ガイドラインに望ましい基準として掲載(R5.5改訂版)

- 対応案**
- ・条例ガイドラインのさらなる普及啓発の実施
 - ・フラッシュライト設置の義務化の検討

設置位置への配慮

- 【ご意見】
- ・フラッシュライトを設置する場合は、トイレ内のどこからでも見えるように配慮が必要

【方向性-2】
フラッシュライトの設置位置等への配慮を促す

2-2 設置・維持管理時の配慮事項の啓発

- ・フラッシュライトを設置する際の適切な設置位置を示す等、整備時等における配慮すべき事項を検討する

2-2 設置・維持管理時の配慮事項の啓発

現 行 条例ガイドラインに解説(便房の戸を閉じた状態でも識別できる位置に設置すること)を掲載(R5.5改訂版)

- 対応案**
- 望ましい設置位置等について、具体的な事例等を含めて、条例ガイドラインへの追記を検討

個別項目② トイレ（フラッシュライト）

2-1 フラッシュライトの設置数を増やす

検討の方向性(案)

- ▶ 条例ガイドラインの普及啓発を図るとともに、整備実態や建築コスト等を踏まえ、設置促進に向けて条例基準の見直し等を検討する

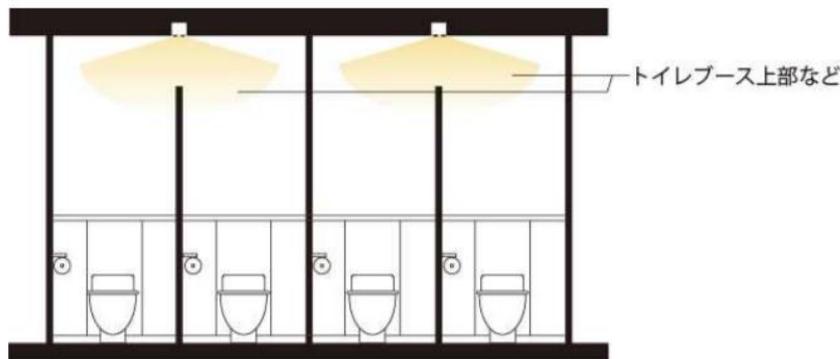
□ フラッシュライトとは

- 光警報装置とは、自動火災報知設備の受信機の地区音響鳴動装置から発せられた信号を受信して、光により火災の発生を報知するもの
- 聴覚障がい者に対し火災の発生を知らせることが困難な場所では、音のみの警報では認知できず、避難の遅れにより命に係わる恐れがある

壁設置用 光警報装置(一例)



天井設置用 光警報装置(一例)



出典:光警報装置のおすすめ
(一般社団法人日本火災報知器工業会発行)

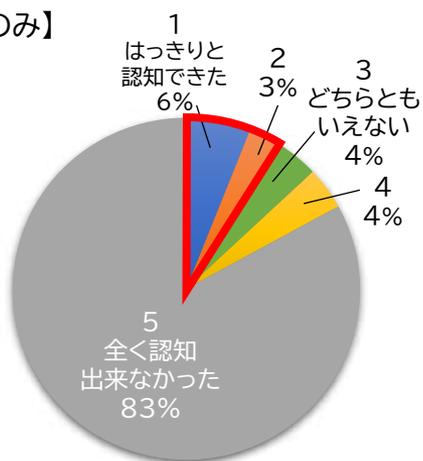
出典:高齢者、障害者等の移動等の円滑化に配慮した建築設計標準
(国土交通省発行)

2-1 フラッシュライトの設置数を増やす

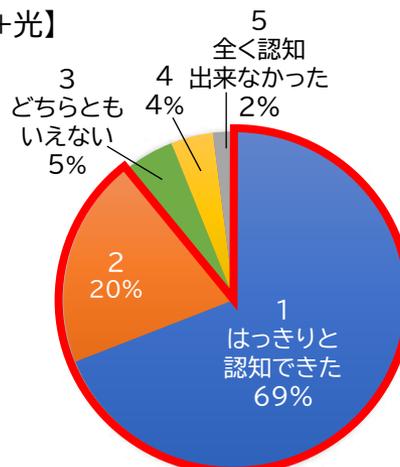
□ 聴覚障がい者における警報の認知度（平成25年度消防庁）

➤ モデル施設に音と光それぞれの警報を設置し、聴覚障がい者の認知度を検証

【音のみ】



【音+光】



※アンケートについては五段階評価にて回答
 1 はっきりと認知できた 2 どちらともいえない 3 どちらともいえない 4 出来なかった 5 全く認知できなかった

出典：第4回高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会資料（平成25年消防庁）

■ 聴覚障がい者にとって、光による警報の有効性が極めて高いことが示されている

□ フラッシュライトに係る基準

消防庁	国土交通省	大阪府
<p>□ 光警報装置の設置対象物、設置場所、構造及び性能等について、より効果的な設置方法を記載</p> <p>※光警報装置の設置に係るガイドライン（H28）</p>	<p>□ 望ましい整備としてフラッシュライトの設置を記載</p> <p>※建築設計標準（R3.3改訂）</p>	<p>□ 「便所及び便房内では聴覚障がい者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設ける」ことを望ましい整備として追記</p> <p>※条例ガイドライン（R5.5改訂）</p>

個別項目② トイレ（フラッシュライト）

2-1 フラッシュライトの設置数を増やす

□ 便所内へのフラッシュライトの整備実態調査

項目	概要
調査内容	<ul style="list-style-type: none">府内の施設における便所内へのフラッシュライトの整備実態を調査 【調査項目】 フラッシュライトの有無・設置数 等
調査対象施設	<ul style="list-style-type: none">府内で過去10年間(H26～R5)に<u>新築や改修工事等が行われた建築物のうち、床面積1000㎡以上かつ下記に示す用途の建築物</u> 飲食店、物販店舗、サービス業を営む店舗、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、ホテル又は旅館、病院、官庁署、体育館、運動施設、その他公共施設
調査期間	<ul style="list-style-type: none">アンケート配布:6月中旬回答期限:7月中旬
調査方法	<ul style="list-style-type: none">施設管理者に対して大阪府より調査依頼を発送<u>WEBアンケート方式</u>による調査
回答数	<ul style="list-style-type: none">有効回答 232件 ※一部の施設について期限に間に合わず、後日、追加で回答がある予定

※大人用介護ベッドの設置に係る実態調査と同時に実施

個別項目② トイレ（フラッシュライト）

2-1 フラッシュライトの設置数を増やす

□ 実態調査結果

【アンケート調査結果(速報値/n=232)】

延床面積	施設数 (施設)	内、フラッシュライトを設置している施設数(施設)		設置率 (%)
		一部のトイレ に設置	全部のトイレ に設置	
1,000㎡以上 2,000㎡未満	59	1	1	3.4%
2,000㎡以上 3,000㎡未満	35	2	1	8.6%
3,000㎡以上 5,000㎡未満	42	2	1	7.1%
5,000㎡以上 7,000㎡未満	27	1	0	3.7%
7,000㎡以上 10,000㎡未満	21	2	0	9.5%
10,000㎡以上	48	5	5	20.8%

- 10,000㎡未満の建築物においてフラッシュライトが設置されている施設の割合は10%未満の状況。まだまだ普及が進んでおらず、昨年度改訂した条例ガイドラインの普及などさらなる周知が必要。
- 10,000㎡を超える大規模な建築物では、20.8%の施設で設置が進んでおり、一定程度、広まっていることが確認できるものの、引き続き普及していくことが必要。

2-1 フラッシュライトの設置数を増やす

□ フラッシュライトの設置に係る建築コスト

- 府内自治体の建築実績をもとに、フラッシュライトの設置に係るコストを試算し、全体工事費に対する負担割合を算出

	構造・延床面積	契約額	内、光警報装置の 設置費用(概算)	全体契約額に 占める割合 (%)	トイレ数
施設A	鉄骨造5階建て 約19,000㎡	約88億4,103万円	約324万円	0.037%	42
施設B	RC造3階建て 約1,300㎡	約7億6,284万円	約98.7万円	0.129%	9
施設C	RC造3階建て 約1,500㎡	約8億4,062万円	約48.3万円	0.057%	9
施設D	RC造4階建て 約3,800㎡	約14億5,000万円	約105.7万円	0.073%	13

- フラッシュライトの設置費用については、トイレ数との一定の相関関係が見られる(トイレの数が増えるほど工事費は高くなる)。
- 一方、全てのトイレにフラッシュライトを設置した場合でも、設置費用は工事費全体の0.03%~0.13%となっており、とりわけ10,000㎡を超える大規模な建築物では、工事に係る負担感が相対的に小さくなる。

2-1 フラッシュライトの設置数を増やす

□ フラッシュライトを供給するメーカー※へのヒアリング

※日本消防検定協会(消防法に基づく組織)の認定品を製造するメーカー

出荷実績について

- 2016年以降、全国で947物件へ供給している(うち大阪府内は43物件)

【2016年以降の大阪府内の物件への光警報装置の出荷実績】



()内は物件数

整備・供給実態について

- 光の点滅が見える場所に設置するよう、設計者が工夫して設置している
- 不特定多数の方向けの施設は導入が進んでいる。特定の人利用が想定される施設では、スマホのアプリ等を活用した危険伝達の仕組みなど、フラッシュライト以外の方法も活用されている
- 既存建築物への設置実績もあるが、営業中の工事が困難であったり、天井や壁を一部撤去して配線や配電を行う必要(コストの問題)があることから、供給の8割強が新築物件への設置となっている

- 消防庁のガイドライン公表(2016年)以降、ホテルや公共施設、商業施設等、不特定多数の来場が見込まれる建築物での普及が進んでいる。
- 物理的、経済的な負担の大きさなど、既存施設の改修による設置は進んでいない。

2-1 フラッシュライトの設置数を増やす

□ 消防部門によるフラッシュライトの取扱い(大阪市消防局へのヒアリング)

- 消防庁において、「光警報装置の設置に係るガイドライン(平成28年9月6日付け消防予第264号)」のほか、運用に関する通知が発出されている。
- その中では、構造や性能、消防設備への接続に関する基準や消防設備士が工事を行うこと等が示されている。
- 加えて、自動火災報知設備の法定点検に合わせて自主点検を行うことが望ましいことや、消防用設備等の法定点検に併せて、光警報装置の点検の届出を行っても差し支えないこと、光警報装置の機能不良がある場合は改修を行うよう指導されたい旨等が示されている。

- 消防庁のガイドライン等において、フラッシュライトの具体的な設置方法や点検のタイミング、所管消防局による改修指導などが示されている。

個別項目② トイレ（フラッシュライト）

2-1 フラッシュライトの設置数を増やす

検討の方向性(案)

- 条例ガイドラインの普及啓発を図るとともに、整備実態や建築コスト等を踏まえ、設置促進に向けて条例基準の見直し等を検討する

設置実態 【調査結果より】	<ul style="list-style-type: none">□ 設置実態について<ul style="list-style-type: none">➤ <u>聴覚障がい者が安全に避難するために必要な設備として、消防庁ガイドライン(H28)、国土交通省の建築設計標準(R3)、大阪府条例ガイドライン(R5)と段階的にガイドラインが整備されてきたところ。</u>➤ <u>10,000㎡未満の建築物においてフラッシュライトが設置されている施設の割合は10%未満の状況。</u>➤ <u>10,000㎡を超える大規模な建築物では、21.7%の施設で設置が進んでおり、一定程度の広まっていることが確認できるものの、引き続き普及を進めていくことが必要。</u>
設置に係る コスト面	<ul style="list-style-type: none">□ 便房の数が増えるに連れて、設置に係るコストも大きくなる。□ 全てのトイレにフラッシュライトを設置した場合でも、設置費用は工事費全体の0.03%～0.13%程度。□ とりわけ10,000㎡を超える大規模な建築物では、コストに係る負担感は相対的に小さい。□ ただし、既存施設の改修の際には、物理的・経済的な負担が大きくなることが想定される。

対応方針(案)

- まずはフラッシュライトの普及を加速化するため、昨年度改訂した条例ガイドラインの普及などさらなる周知を実施
- 現状、フラッシュライトの普及がまだまだ不十分であること、設置に係るコストの負担感は相対的に小さいものの、大規模な建築物では数百万円程度の設置負担が想定されることなど設置の義務化には課題があるものの、引き続き設計者へのヒアリング等を通じて課題整理を行い、検討を進める。

2-2 フラッシュライトの設置位置等への配慮を促す

検討の方向性(案)

- フラッシュライトを設置する際の適切な設置位置を示す等、整備時等における配慮すべき事項を検討する

■フラッシュライトの設置位置



便房ごとに設置されたフラッシュライト

■フラッシュライトの案内



フラッシュライトの案内

対応方針(案)

- トイレ利用者にとって見やすい設置位置や設置の目的、フラッシュライト以外の方法やソフト施策等について、配慮された事例等を収集し、条例ガイドラインへの追記を検討
- 併せて、便所以外への設置について望ましい設置場所等の追記も検討

検討項目③ 小規模店舗

個別項目③ 小規模店舗

検討内容

小規模店舗の出入口 までの段差の解消

【ご意見】

- ・小規模店舗においても道路から出入口までの段差の解消が進むよう、義務対象規模の引き下げ等の検討が必要

2階建て店舗(コンビニ)のバリアフリー化

【ご意見】

- ・バリアフリートイレを2階に配置するといった、車椅子使用者が利用できない形態の店舗が広まらないようにしてほしい

方向性(案)

【方向性-1】
小規模店舗の出入口までの段差の解消を促進する

3-1 条例対象規模の見直し

- ・ 出入口部分における段差の解消を求める規模について、整備実態や、建築計画に与える影響、建築コスト等を踏まえ見直しを検討する

【方向性-2】
バリアフリートイレの適切な配置を促進する

3-2 誰もが利用できる施設整備の促進

- ・ 誰もが使いやすい施設整備を促進するため、設計者、事業者に対して条例ガイドライン(R5.5改訂版)の普及啓発を進める

【方向性-3】
利用可能なトイレを探しやすい環境整備を促進する

3-3 バリアフリー情報発信の促進

- ・ 利用者が探しやすくなるよう、情報発信の方法や内容の充実化を検討する

対応方針(案)

3-1 小規模店舗に係る対象規模の引き下げ

現行 飲食店、物販店舗、サービス店舗について、床面積200㎡以上を条例の義務付け対象規模としている

対応案 道等から主要な出入口までの段差の解消について、義務付け対象規模の引き下げを検討

3-2 誰もが利用できる施設整備の促進

現行 便所の配置に関する配慮事項等を条例ガイドラインに掲載(R5.5改訂版)

対応案 条例ガイドラインに係るわかりやすい解説動画の配信など、設計者や事業者に向けて、さらなる普及啓発を実施

3-3 バリアフリー情報発信の促進

現行 バリアフリー情報の府HPへの掲載や、公共施設のバリアフリートイレマップを作成・公開

対応案 バリアフリートイレマップの充実化(民間施設への拡充)を検討

検討内容

店舗内の内装等のバリアフリー化

【ご意見】

- ・物販店舗のレジカウンターの幅や、飲食店の可動式の座席の基準などを、条例で位置づけしてほしい

方向性(案)

【方向性-4】
誰もが利用しやすいお店づくりを促進する

3-4 店舗内部の環境整備

- ・設計の工夫や店舗運営者の配慮で促進が可能であることから、着実な普及啓発を図る

対応方針(案)

3-4 店舗内部の環境整備

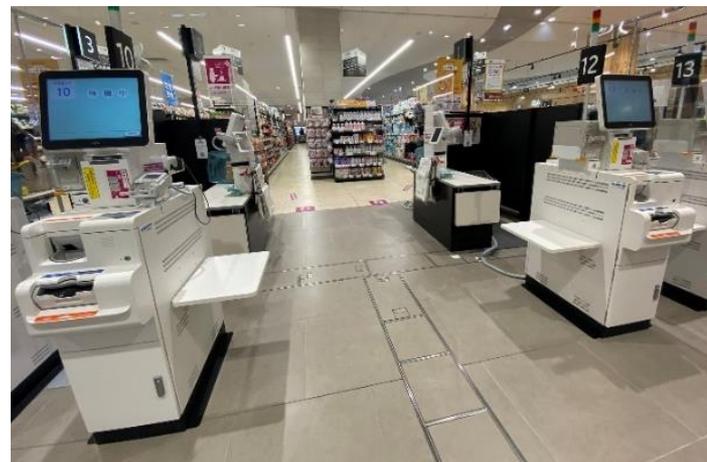
現行 小規模店舗における配慮事項等を条例ガイドラインに掲載(R5.5改訂版)

対応案 誰もが利用しやすい店舗内の環境整備を図るため、条例ガイドラインのさらなる普及啓発を推進

- ・事業者・設計者団体と連携した講習会
- ・条例ガイドラインの解説動画 等



段差なく入店できる店舗の出入口



幅員が確保されたレジカウンター(対面配列)

個別項目③ 小規模店舗

3-1 小規模店舗の出入口までの段差の解消を促進する

検討の方向性(案)

- 府内の小規模店舗の出入口までの段差の実態や、敷地が狭小な場合等での建築計画に与える影響、建築コスト等を精査し、条例対象となる規模の見直しを検討

□ 現行の基準

対象規模(床面積)	福祉のまちづくり条例	条例ガイドライン
200㎡以上	<ul style="list-style-type: none">条例基準※への適合を義務化 ※移動等円滑化経路上に段を設けない 等	<ul style="list-style-type: none">小規模店舗を対象としたガイドラインを新たに追加(令和5年5月)
200㎡未満	<ul style="list-style-type: none">条例基準への適合を努力義務化(事前協議※を通じたバリアフリー化) ※一部の用途・規模に限る	<ul style="list-style-type: none">設計者等への周知を通じて、バリアフリー化を促進

□ 他の自治体における条例(法委任条例)の内容

- 「建築物の主たる出入口までの移動等円滑化経路上の段差の解消」に係る、他自治体の委任条例の内容

	大阪府	兵庫県	京都府	東京都	鳥取県	
対象用途	物販店・飲食店・サービス店舗等	物販店・飲食店・サービス店舗等	物販店・飲食店・サービス店舗等	物販店・飲食店・サービス店舗等	物販店・飲食店等	サービス店舗
対象規模	200㎡以上	100㎡以上	1,000㎡以上	500㎡以上	100㎡以上	50㎡以上

3-1 小規模店舗の出入口までの段差の解消を促進する

□ 大阪府より小規模な建築物まで義務化している自治体の基準

	兵庫県福祉のまちづくり条例	鳥取県福祉のまちづくり条例
道から主要な出入口までの経路に係る基準	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>段を設けない</u>こと ➢ <u>幅は120cm以上</u>であること 等 ➢ <u>出入口の幅は80cm以上</u>であること ➢ 戸は自動開閉等で車椅子使用者が容易に通過しやすい構造であること 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>段を設けない</u>こと ➢ <u>通路の幅は120cm以上</u>であること 等 ➢ <u>出入口の幅は80cm以上</u>であること ➢ 戸は自動開閉等で車椅子使用者が通過しやすく、その前後に高低差がないこと

□ ヒアリング結果

兵庫県

- 平成8年の条例改正より基準対象規模を100㎡以上としている
- 現状、基準が厳しすぎるといった運用上の問題は生じていない
- ただし、原則、既存施設は条例の適用除外として運用(例えば、用途変更を行う場合には、道等から出入口までのバリアフリー化を義務付けていない)

鳥取県

- 平成28年の条例改正により、小規模店舗の基準適用規模を100㎡以上とし、令和3年の改正でさらにサービス店舗を50㎡以上に引き下げた。
- 既存施設の用途変更の際には一定の緩和措置を規定している。

- 出入口に係る基準については、府と概ね同じ基準が整備され、運用されている
- 府より小規模な建築物を条例対象としている自治体において、基準が厳しすぎて出店できないといった支障は把握されていない
- ただし、いずれの自治体でも既存施設への適用については、柔軟な対応が図られている

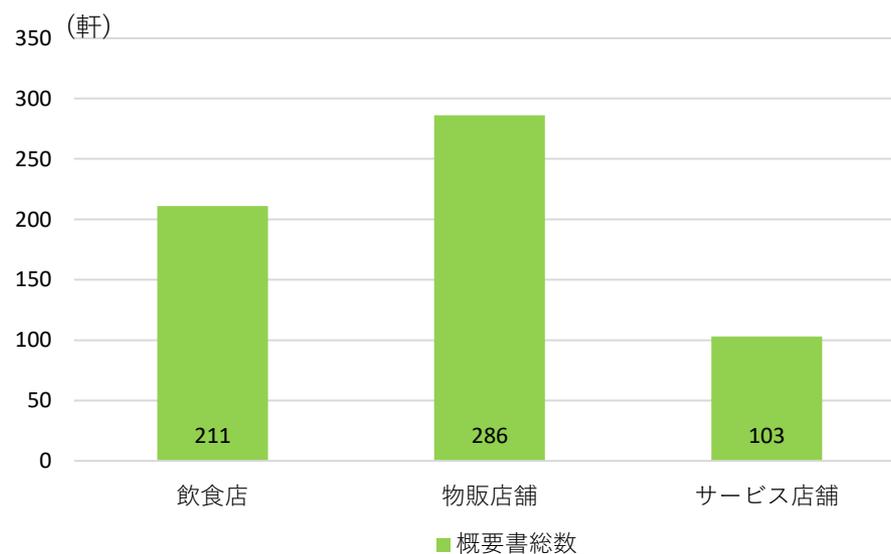
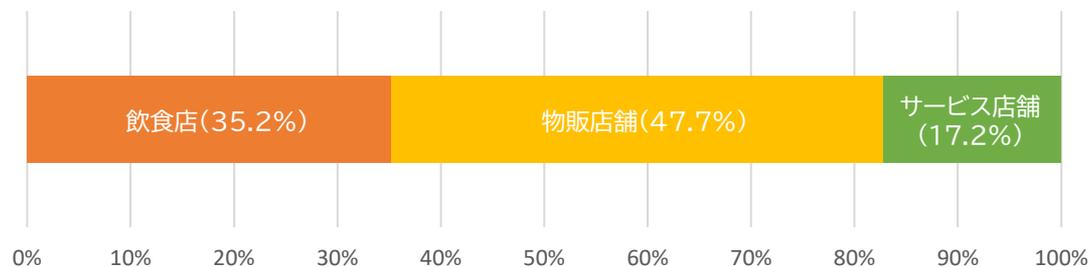
3-1 小規模店舗の出入口までの段差の解消を促進する

□ 小規模店舗の実態把握を行うための実態調査を実施

項目	概要
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 府内で新たに建築される小規模店舗の出入口の段差の状況に関する実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 段差の有無(車椅子で店舗内部に入ることができる構造かどうか) 等
調査対象施設 (抽出方法)	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間(R2年度～R4年度)に新築された200㎡未満の飲食店、物販店舗、サービス店舗を対象とした抽出調査 (建築確認の提出が行われた600件を対象に、延床面積、用途、地域特性ごとに、実際に建築された棟数の比率に応じて300件を抽出)
調査期間	<ul style="list-style-type: none"> 対象物件の抽出作業:6月中旬～6月下旬 段差確認調査:7月上旬～継続調査中
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 抽出した300件を対象にWEB上で机上調査 机上調査において現地の状況が不明な物件については実地調査を実施

3-1 小規模店舗の出入口までの段差の解消を促進する

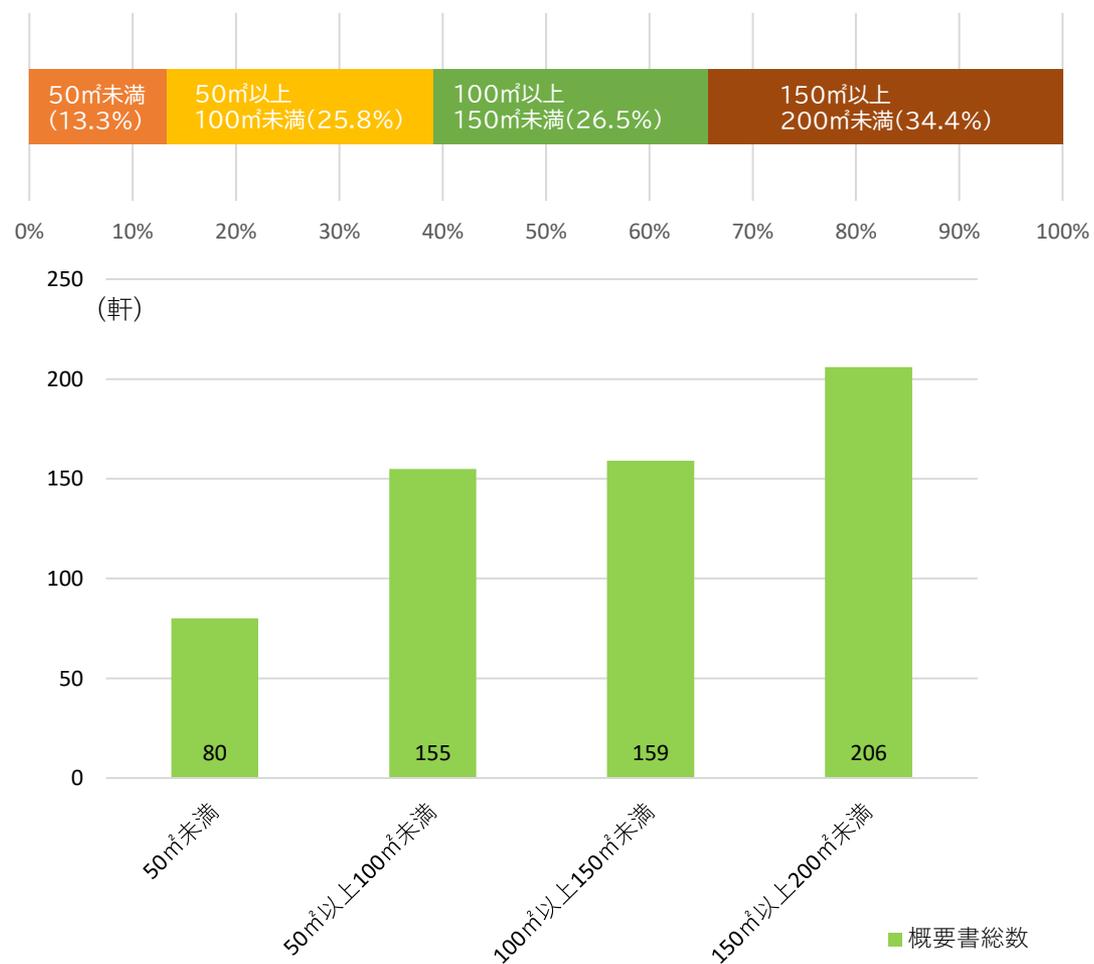
□ 小規模店舗の分類(用途別)



用途別では物販が最も多く、飲食、サービスの順となっている

3-1 小規模店舗の出入口までの段差の解消を促進する

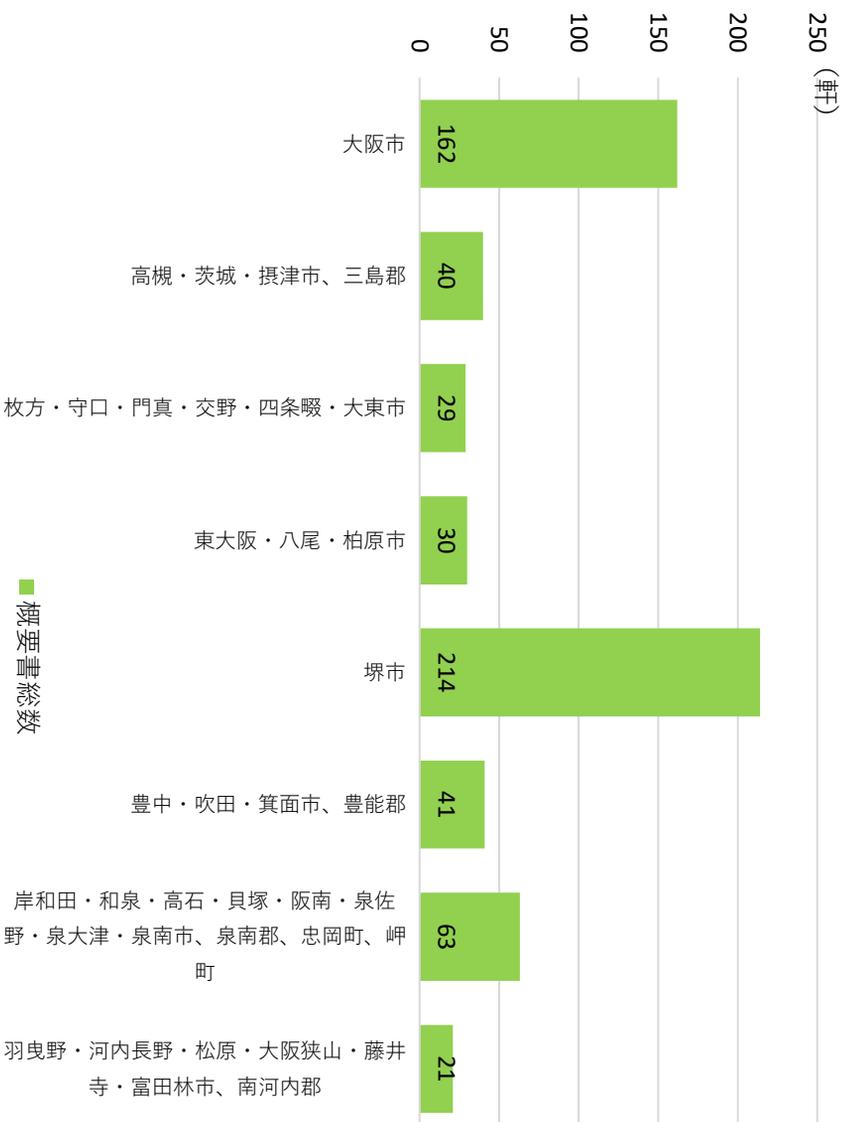
□ 小規模店舗の分類(面積規模別)



延べ面積の区分が大きいほど、実際の建築数が多い

3-1 小規模店舗の出入口までの段差の解消を促進する

□ 小規模店舗の分類(地域別)



エリア別では政令市の大阪市と堺市が突出し、泉州、豊能、三島の順になる。

3-1 小規模店舗の出入口までの段差の解消を促進する

検討の方向性(案)

- 府内の小規模店舗の出入口までの段差の実態や、敷地が狭小な場合等での建築計画に与える影響、建築コスト等を精査し、条例対象となる規模の見直しを検討



対応方針(案)

- 道等から主要な出入口までの段差の解消について、義務付け対象規模の引き下げを検討
 - ⇒ 現在実施中のバリアフリー実態調査結果等を踏まえ、対象規模などについて具体的な水準を検討
- 既存施設では物理的な改修工事を行うことが困難な場合が想定されることから、店舗の入れ替え等のタイミングを捉えたバリアフリー改修の促進や可搬式スロープや人的対応などのソフト対応等の普及を図るため、条例ガイドラインの普及啓発を着実に進める

検討の方向性(案)

- 設計者、事業者に対して条例ガイドライン(R5.5改訂版)の普及啓発を促進する

【取組の例】
条例ガイドラインの解説動画の作成

解説動画 大阪府

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン

小規模店舗編

2. 物販店舗のバリアフリー化(商品棚)

- > 商品棚間の有効幅員は120cm以上とする(片側商品棚の場合は90cm以上とする)
- > できる限り、車椅子使用者の手の届く範囲に商品を陳列する

有効140cm以上 有効120cm以上 有効90cm以上

30cm 床から100~120cm程度 最大 60cm程度 (例)商品棚

最大 60cm程度 (例)ハンガーラック

(例)スーパーマーケットの通路 (有効幅員120cm)

住宅建築局 建築環境課

対応方針(案)

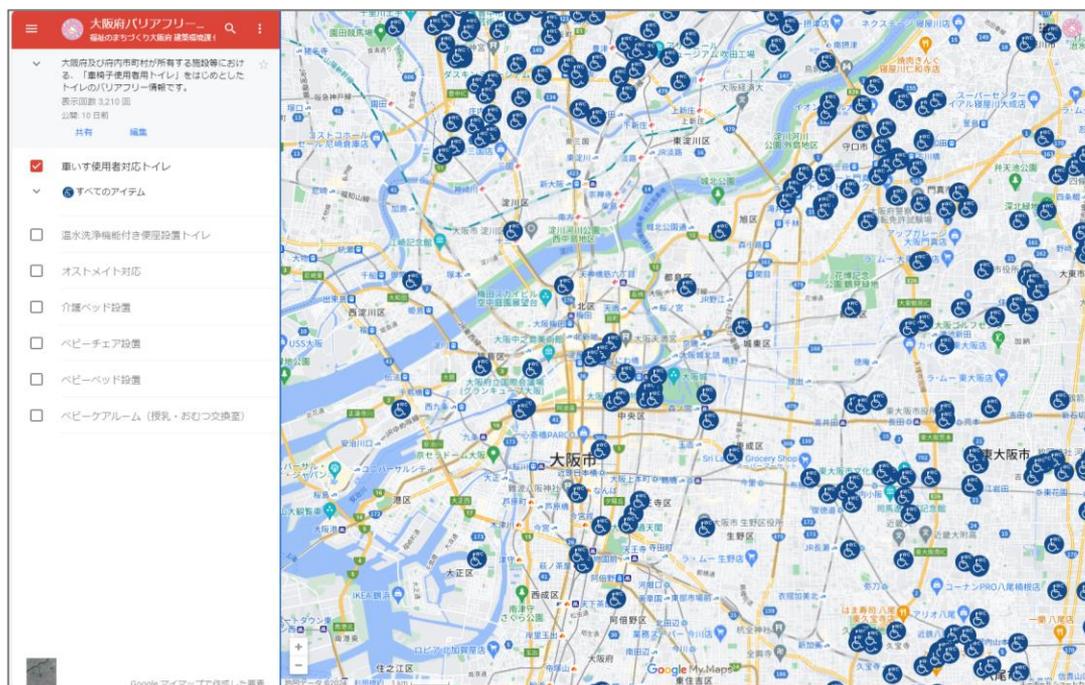
- わかりやすい解説動画の配信など、**条例ガイドラインの更なる普及啓発**を推進

3-3 利用可能なトイレを探しやすい環境整備を促進する

検討の方向性(案)

- 利用可能なバリアフリートイレを探しやすいよう、情報発信の方法や内容の充実化を検討する

【取組の例】バリアフリートイレマップの充実化



対応方針(案)

- 令和4年に公表を開始した**バリアフリートイレマップの充実化(民間施設への拡充)**等を検討する

検討項目④ 共同住宅（駐車場）

検討内容

共同住宅の駐車場の バリアフリー化

【ご意見】

- ・一定規模以上の共同住宅については、車椅子の方が使える駐車場が設けられることが望ましい

方向性(案)

【方向性-1】
共同住宅に設ける駐車場の
バリアフリー化を促進する

4-1 普及方策の検討

- ・ 共同住宅における車椅子利用者用駐車場の整備を促進するため、実態把握や課題整理を行った上で、普及方策を検討する

対応方針(案)

4-1 普及方策の検討

現行 規定なし

対応案 事業者へのヒアリング等を通じて、実態把握や課題整理を行った上で、優良事例の横展開などに向けて、条例ガイドラインの充実化等を検討

4-1 共同住宅に設ける駐車場のバリアフリー化を促進する

検討の方向性(案)

- 共同住宅における車椅子利用者用駐車場の整備を促進するため、実態把握や課題整理を行った上で、普及方策を検討

□ 共同住宅における車椅子利用者用駐車場の整備実態に関する調査を実施

一般社団法人 不動産協会 関西支部の協力を経て、令和3～5年度に府内で竣工した50戸以上の共同住宅について、駐車場の整備実態を調査

項目	概要
調査内容	<ul style="list-style-type: none">共同住宅における車椅子利用者用駐車場の整備状況
調査対象施設	<ul style="list-style-type: none">令和3～5年度に府内で竣工した50戸以上の共同住宅
調査期間	<ul style="list-style-type: none">4月に依頼5月末までに回答、とりまとめ
調査方法	<ul style="list-style-type: none">協会に加盟する企業への調査依頼加盟する企業のうち5社31物件について、回答を得た

4-1 共同住宅に設ける駐車場のバリアフリー化を促進する

□ 調査結果(n=31/令和3～5年度に竣工した50戸以上の共同住宅)

総駐車台数	物件数(A)		車椅子利用者用駐車区画が設置された物件数(C)	設置割合 C/B
		うち機械式駐車場のみの物件を除く(B)		
50台以下	18	10	1	10%
51～100台以下	5	4	0	0%
101台～	8	6	3	50%

- 総駐車台数100台以下の物件では、車椅子利用者用駐車区画を設置している割合が極めて低い
- 総駐車台数100台を超えると、車椅子利用者用駐車区画を設置する割合が増える
- 整備される駐車場が機械式駐車場のみの場合には、車椅子利用者用駐車区画が設置されていない(機械式駐車場に対応する製品が少ないことが要因と考えられる)

個別項目④ 共同住宅（駐車場）

4-1 共同住宅に設ける駐車場のバリアフリー化を促進する

□ 車椅子使用者用駐車区画を整備した場合の運用面について

- 車椅子使用者用駐車区画を整備済みの4棟について、当該区画を必要とする車椅子使用者等が不在（未入居）の場合の運用方法をヒアリング

	物件A	物件B	物件C	物件D
戸数	122戸	202戸	218戸	257戸
駐車場台数	6台 (平面)	202台 (平面・機械式)	154台 (平面・機械式)	182台 (平面・機械式)
うち、車椅子使用者用駐車区画	1台	1台	2台	2台
車椅子使用者用駐車区画の運用方法	利用希望者が現れた場合は明け渡すことを条件に一般居住者へ貸し出し	利用希望者が現れた場合は明け渡すことを条件に一般居住者へ貸し出し	1台を入居者用、もう1台を来客者用として運用	1台を入居者用、もう1台を来客者用として運用

- 「利用希望者が現れた場合は明け渡す」ことを条件として、一般居住者に貸し出すといった柔軟な運用の事例が見られた

4-1 共同住宅に設ける駐車場のバリアフリー化を促進する

検討の方向性(案)

- 共同住宅における車椅子利用者用駐車場の整備を促進するため、実態把握や課題整理を行った上で、普及方策を検討



対応方針(案)

- 駐車台数の多い大規模な共同住宅においては、車椅子利用者の入居も十分に想定されることから、機械式駐車場における課題など引き続き事業者側にヒアリングを行い、課題整理等を行った上で、車椅子利用者用駐車区画の整備の義務化を検討
- 当該区画を必要とする車椅子利用者等が不在(未入居)の場合の運用方法について事例収集・整理を行い、ガイドラインへの反映等を検討